

青森おおぞら学園の概要

1 福祉サービス事業者情報

平成27年3月31日 提出(評価機関→推進委員会)



(1) 事業者概況

事業所名称 (施設名)	青森おおぞら学園	種別	情緒障害児短期治療施設		
代表者氏名 (管理者)	園長 鳴海 明敏	開設年月日	平成22年4月1日		
設置主体 (経営主体)	社会福祉法人やまぶき福祉会	定員	入所30名 通所15名	利用人数	26名 (H27年2月1日現在)
所在地	(〒030-0133) 青森県青森市大字雲谷字山吹237-17				
連絡先電話	017(752)0080	FAX電話	017(752)0125		
ホームページアドレス	http://www.yamabukien.or.jp/index.html				

(2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事
情緒障害児短期治療施設の経営	進級・合格祝い、お花見、春のバーベキュー、ボウリング大会、水族館見学、花火、プール、
障害児通所支援事業の経営	夏のバーベキュー、ねぶた観覧、映画鑑賞、雲谷かがり、流しそうめん、秋のバーベキュー、
障害児相談支援事業の経営	りんご狩り、ハロウィン祭り、社会見学、修学旅行、クリスマス会、年越しうどん、初詣、
特定相談支援事業の経営	書初め、餅つき、カラオケ大会、焼肉パーティー、冬まつり観覧、豆まき
居室概要	居室以外の施設設備の概要
児童居室: 6室(1~2名)、7室(4名部屋)、遊戯室、食堂	職員室、医務室、静養室Ⅰ・Ⅱ、遊戯室、記録室、心理検査室、心理療教室、
医務室・指導員室(Ⅰ、Ⅱ)、デイルーム、	心理療法研究室、外来療教室、相談室、工作室、調理室、非常放送、
	食堂、浴室、便所、冷暖房装置、床暖房、火災報知器、セコム等

職員の配置

職種	人数	職種	人数
園長	1名	支援課長	1名
ケアワーカー	13名	総務課長	1名
看護師	1名	栄養士	1名
セラピスト	5名	調理員	3名
個別対応職員(兼務)	1名	用務員	1名
家庭支援専門相談員(兼務)	1名	医師(非常勤)	1名

2 評価結果総評

◎ 特に評価の高い点

○医療機関と密接な連携に基づく治療・支援が充実しています。

芙蓉会病院での毎月1回のカンファレンスや元三重県立小児心療センターあすなろ学園園長を招いての事例検討会を年2回開催する等、医療の専門家等から直接的な指導助言を受ける体制の下で、充実した治療・支援が実施されています。

○一人ひとりを尊重した家庭的な食事が提供されています。

おおぞら食堂と名付けられた明るく衛生的な食堂で、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという適温提供に配慮された家庭的な食事を子どもたちは取ることができています。バーベキューパーティーなど、食事を楽しめる機会も設けています。分教室に通学している2人の食物アレルギーを持つ子どもには調理担当職員が弁当を手作りして対応しています。

○ITネットワークシステムによる情報共有が実現しています。

施設内における子どもや家族に関する情報・記録が全職員のPCへのネットワークシステムで共有でき、ミーティングの際にはPCを連動しながら申し送り等を行っています。職員が確認した際にはPC上でチェック・確認できるようになっています。

○園長は施設の「大黒柱」として、園長室は「オアシス」的な存在となっています。

施設長は、長年、児童福祉行政に携わってきた経験を活かし、随時職員の職務上の悩みや不安、問題や課題について、中心的な相談・助言役を担っています。子どもが職員に相談や意見がある場合は、個別活動の他、静養室や園長室等を活用する等、施設として柔軟に対応していますが、特に園長室はコミック本や児童書が置かれ、原則として子どもが気軽に立ち入ることができるようになっていることから、園長は良き相談相手となっています。

◎ 改善を求められる点

○治療・支援の標準的な実施方法の文書化が必要です。

治療・支援の安全性を含め一定の水準以上の治療・支援を担保していくためにも、ぜひとも標準的な実施方法を文書化し、職員間、ひいては実習生やボランティア等も共有して実践していくことが求められます。またその際には、プライバシー保護のための具体的な留意点も踏まえた内容とすることが望まれます。子どものプライバシー保護に関しては、単独での規程・マニュアルとして整備することも可能です。

○人材育成・人事管理の充実に期待します。

施設の人材確保・育成に関する方針や専門性・資格等を事業計画書等と独立した文書としてまとめると共に、職員一人ひとりについての教育・研修計画を策定し、それに基づいた園内外の研修等を進めていくことが望まれます。また、法人及び施設として事業を遂行するため及び組織を適切に機能させるための人事管理の一環として、客観的な基準に基づく評価(人事考課)の導入に期待します。

○地域との連携・共生に向けて主体的な取組が望まれます。

地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組みを意欲的に進め、把握できたニーズに基づく取組みを中・長期計画や事業計画に明示し、施設が有する専門機能を活かしての子育て支援や育児講座等の実施が望まれます。災害時の安全確保や、子どもの「共生」「協働」「共助」の精神を育むためにも、近隣の「知的障害児通園施設」や「特別養護老人ホーム」の利用者や職員との交流を検討してみたいかでしょうか。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

平成22年4月に開設した当学園にとって、はじめての第三者評価受審となりました。この度の受審にあたっては、県社協の担当者ならびに調査員の方々に多くの助言をいただき感謝しております。また、助言だけでなく、学園の良いところも多く見出して評価していただき、とても有り難く思っております。

さて、今回の受審を通して、“現在の施設をより良くするためには何が必要か”という視点を持って、職員一人ひとりがそれぞれの問いかけに向き合うという、とても貴重な体験をすることが出来ました。第三者評価は、評価結果を真摯に受け止め、そのうえで施設改善に取り組みサービスの質の向上を図ることに意義があるのだらうと思っています。

今後は、今回の評価を受けて、“学園を更に良くしていくためにはどうしていったら良いか”ということについて、職員全体で議論しながら施設改善に取り組んでまいりたいと思っています。

評価機関	名称	社会福祉法人青森県社会福祉協議会
	所在地	青森市中央三丁目20番30号
	事業所との契約日	平成25年12月12日
	評価実施期間	平成26年11月5日、平成26年11月10日
	事業所への評価結果の報告	平成27年3月13日

4 評価細目の第三者評価結果

評価細目の第三者評価結果

1 治療・支援		第三者評価結果
1-(1) 治療		
1-(1)-①	子どもに対して適切な心理治療を行っている。	b
1-(1)-②	子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示している。	b
1-(1)-③	心理治療は、自立支援計画に基づき子どもの課題の解決に向けた心理治療方針を策定している。	a
1-(1)-④	ケース会議を必要に応じて実施している。	b
1-(1)-⑤	医師による治療が必要な子どもに対する適切な治療及び職員の支援を実施している。	a
1-(2) 生活の中での支援		
1-(2)-①	子どもと職員との間に信頼関係を構築し、常に子どもの発達段階や課題に考慮した支援を行っている。	b
1-(2)-②	子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	b
1-(2)-③	多くの生活体験を積む中で、子どもがその課題の自主的な解決等を通して、子どもの健全な自己の成長や問題解決能力を形成できるように支援している。	b
1-(3) 食生活		
1-(3)-①	食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。	a
1-(3)-②	子どもの生活時間にあわせた食事時間の設定を含め、子どもの発達段階に応じて食習慣を習得するための支援を適切に行っている。	b
1-(4) 衣生活		
1-(4)-①	衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供している。	a
1-(4)-②	子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	b
1-(5) 住生活		
1-(5)-①	居室等施設全体を、生活の場として安全性や快適さに配慮したものにしている。	b
1-(5)-②	発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援している。	b
1-(6) 健康と安全		

1-(6)-①	発達段階に応じ、身体の健康(清潔、病気、事故等)について自己管理ができるよう支援している。	a
1-(6)-②	医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	b
1-(7) 性に関する教育		
1-(7)-①	子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
1-(8) 行動上の問題及び問題状況への対応		
1-(8)-①	子どもが暴力、不適応行動などの問題行動をとった場合に適切に対応している。	b
1-(8)-②	施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体に徹底している。	b
1-(8)-③	虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。	b
1-(9) 自主性、主体性を尊重した日常生活		
1-(9)-①	日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援している。	b
1-(9)-②	子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など様々な生活技術が身につくよう支援している。	a
1-(10) 学習支援、進路支援等		
1-(10)-①	学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
1-(10)-②	「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
1-(10)-③	施設と学校との親密な連携のもとに子どもに対して学校教育を保障している。	b
1-(11) 継続性とアフターケア		
1-(11)-①	子どもの状況に応じて退所後の社会生活を見据えた見立てを行い、支援している。	b
1-(11)-②	措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っている。	b
1-(11)-③	家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っている。	b
1-(11)-④	子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行っている。	b
1-(12) 通所による支援		
1-(12)-①	施設の治療的機能である生活支援や心理的ケアなどにより、通所による支援を行っている。	b

(評価結果講評)

(1) 治療

1人の子どもにつき1人のセラピストと2人のケアワーカーを担当させ、定期的かつ必要に応じ心理療法計画・方針を定め、児童相談所との連携や子ども・保護者への説明と同意に基づき、総合環境療法などを実施しています。また、非常勤医師が児童精神医学的な治療のために月に3回来園しています。入所している子どもたちは、原則的にその非常勤医師が所属している病院でカルテを作成しており、投薬が必要な場合には、その病院から薬を処方してもらっています。更に、病院との毎月1回のカンファレンスや、県外から講師を招いての事例検討会等、治療・支援に関するスーパービジョンを受けています。

(2) 生活の中での支援

職員は受容的・支持的な関わりを心がけ、一人ひとりの気持ちをくみ取るよう努めています。担当する子どもと職員による個別活動や、男女別や合同での子ども集会を適宜開催し、子どもが主体的に生活課題や諸活動運営への関わりを考えるよう促しています。園外での行事や社会体験、園内での畑作りや調理体験等も活発に実施されています。

(3) 食生活

生活支援担当職員と給食担当職員の連携の下、明るく衛生的な食堂で適温提供に配慮された家庭的な食事や、体調や疾病、アレルギー等にも十分配慮した食事が提供されています。バーベキューなど、食事を楽しめる機会を設けています。分教室に通学している2人の食物アレルギーを持つ子どもには調理担当職員が弁当を手作りして対応しています。

(4) 衣生活

夏季・冬季被服費の支給の際には、担当職員と子どもと一緒に衣類を買いに出かけるなど、子どもの好みやこだわりを配慮しながら体に合い季節に合ったものを着られるよう用意しています。中学生からは自分で洗濯をするようにして、自ら衣類を清潔に保つ等の意識や習慣が身に付くよう支援しています。

(5) 住生活

居室をはじめ園舎内はエアコンが完備され、子どもが私物を収納できる衣類収納ボックスが用意され、机の引き出しは施錠できるようになっています。発達段階に応じた居室等の整理整頓、掃除、洗濯、ごみ処理等の習慣が身に付くよう、またルール遵守を徹底するよう、日頃から声がけをしています。

(6) 健康と安全

職員は一人ひとりの睡眠、食事、排泄、衛生等の状態を的確に把握できるよう努めています。また、看護師が必要に応じて子ども本人の健康や発育の状態を把握しています。内科・歯科・眼科・皮膚科等の医療機関への受診については、子どもへの説明と同意を基に円滑に進められています。

(7) 性に関する教育

体系的な性教育プログラムとしては十分に組織に定着したものとなっていませんが、性・思春期教育プロジェクトチームを立ち上げ、中学生は年3回、高校生は男女別に計9回の性教育を実施しています。外出の機会の多い高校生に対して避妊に関する指導を、男子に対しては性暴力についての指導も行っています。必要に応じては警察官・婦人警官による講話も行うなど外部講師の活用もあります。

(8) 行動上の問題及び問題状況への対応

問題行動のある子どもの特性等を職員間で情報共有すると共に、不穏時には一定の対応手順に従って、タイムアウト等を行っています。子ども間の暴力やいじめ、差別など問題が発生しないよう個別ならびにグループでの指導や支援を行っています。虐待傾向を示す保護者や強引な引き取りを求める保護者への対応は「絶対に面会や引き取りを拒否」することを全職員に徹底しています。

(9) 自主性、主体性を尊重した日常生活

子どもの意見を聞きながら自己決定を尊重した、料理やイラスト等の活動、ハロウィンパーティーやクリスマス会等の行事等が多彩です。発達や年齢に応じて小遣いが定められ、お小遣い帳に記載しながら、外出時に買い物をするができるようになっていきます。アルバイトをしている高校生は個人で管理する小遣いもやや多めになっています。

(10) 学習支援、進路支援等

小・中学生は車で10分ほどの距離に設置されている小中学校の分教室(特別支援学級)に通学し、高校生は通信教育や定時制、私立高校の調理科、特別支援学校高等部等で学ぶことができます。施設の日課(平日)に「学習タイム」を設け、最低30分は机に向かい宿題等に勤しむこととしています。分教室とは毎月1回「学校連絡会」が開催され、子どもの学習だけでなく生活全般について情報交換がなされています。

(11)継続性とアフターケア

子どもの状況に合わせた退所後の見立てを行い、退所が近い子どもや高校年齢の子どもについては、退所後の生活スキルが獲得できるよう個別活動に組み込んでいます。児童相談所や移行先の施設、家族等との十分な検討を踏まえ措置変更や家庭復帰を進めています。退所や家庭復帰した後は、必要に応じて家庭訪問や退所後の連絡を密にする等、スムーズに家庭・社会生活が送れるよう支援しています。

(12)通所による支援

通所による支援体制を整え実施できる環境にありますが、市内から交通の便が悪い高原地帯に立地していることや、月単位の「措置制度」での支援を基本とする児童相談所と、月に数日単位での利用・支援でもよしとする利用者・施設との考え方の違いにより、必要な支援ができない実情にあるようです。

2 家族への支援

第三者評価結果

2-(1) 家族とのつながり

2-(1)-①

児童相談所と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。

b

2-(1)-②

子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に、かつ適切に行っている。

b

2-(2) 家族に対する支援

2-(2)-①

親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

b

(評価結果講評)

子どもと家族との関係調整については家庭支援専門相談員が担当となり、児童相談所との連携・協議や、必要に応じては家庭訪問などを行っています。子どもとの面会の際や面談の機会を通じて、家族に対して支援や治療の内容等について家族に説明や確認をしています。

子どもが家族との交流を希望する場合には、面会や外出の他、適宜児童相談所と協議の上で一時帰宅を行っています。面会や外出等の際には、事後の子どもの様子を注意深く観察し、家族からの不適切な対応の早期発見に努めています。

親子関係の再構築や早期の家庭復帰が可能となるよう、親へは定期的な面接やCSP(コモン・センス・ペアレント)トレーニング、個別活動への参加等を促しながら、かつ受容的な関わりを心がけています。

3 自立支援計画、記録

第三者評価結果

3-(1) 自立支援計画の策定

3-(1)-①

アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。

b

3-(1)-②

自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。

b

3-(2) 子どもの治療・支援に関する適切な記録

3-(2)-①

子ども一人一人の治療・支援の実施状況を適切に記録している。

b

3-(2)-②

子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。

b

3-(2)-③

子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。

a

(評価結果講評)

自立支援計画策定の責任者を個別対応職員の担当業務として定め、必要に応じ治療・処遇支援・看護・栄養等、部門を横断した関係職員の協議を経て、計画を策定し、児童相談所にも提出しています。自立支援計画は年1回見直しを行っています。自立支援計画に基づく治療や支援は、個人生活記録まとめ(月まとめ)、特別記録、一般記録等に詳細に記録されています。記録にあたっては子どもの強みや長所、あるいは発見などについて配慮するよう努めています。子どもや保護者の記録文書の保管や保存、廃棄、情報開示等に関する規程が定められ、記録や文書はほぼ適正に管理・対応されています。施設内における子どもや家族に関する情報・記録が全職員のPCへのネットワークシステムで共有でき、ミーティングの際にはPCを連動しながら申し送り等を行っています。

4 権利擁護

第三者評価結果

4-1 子どもの尊重と最善の利益の考慮

4-1-①	子どもを尊重した治療・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。	b
4-1-②	社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の治療・支援において実践している。	b
4-1-③	子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	b
4-1-④	子どもの行動などの制限については、子どもの安全の確保等のために、他に取るべき方法がない場合であって子どもの最善の利益になる場合にのみ、適切に実施している。	b
4-1-⑤	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。	c
4-1-⑥	子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。	a

4-2 子どもの意向や主体性への配慮

4-2-①	子どもや保護者の意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、治療・支援の内容の改善に向けた取組を行っている。	b
4-2-②	子ども自身が生活全般について自主的に考える活動を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	b
4-2-③	施設が行う支援について事前に説明し、子どもが主体的に選択(自己決定)できるよう支援している。	a

4-3 入所時の説明等

4-3-①	子どもや保護者等に対して、治療・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。	b
4-3-②	入所時に、施設で定めた様式に基づき治療・支援の内容や施設での約束ごとについて子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b

4-4 権利についての説明

4-4-①	子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	b
-------	---------------------------------------	---

4-5 子どもが意見や苦情を述べやすい環境

4-5-①	子どもが相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行っている。	b
4-5-②	苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。	b

	4-(5)-③	子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。	c
4-(6) 被措置児童等虐待対応			
	4-(6)-①	いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
	4-(6)-②	子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
	4-(6)-③	被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	b
4-(7) 他者の尊重			
	4-(7)-①	様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	b
<p>(評価結果講評)</p> <p>運営理念・基本方針に子どもを尊重した治療・支援の姿勢を明示しています。毎朝の申し送りや月1回を基本とする処遇会議での話し合いを通じて、治療・支援の内容が子どもにとって最善の利益に適っているかどうか振り返るようにしています。園内では園長や支援課長が基幹職員存在となり、職員の日々の子どもとのやりとりを指導したり、相談に応じています。本人の出生や生い立ち、家族の状況等については、子どもの発達に応じて、可能な限り事実を伝えるようにしています。自傷他害等の危険が高い場合には静養室でのタイムアウトによるクールダウンを行ったり、やむを得ず無断で居室に入る等のプライバシーの制限を行っています。居室の立ち入りの際や本人の同意を得ることや、手紙の開封や所事物の確認等が必要な際には本人に説明して同意を得る等、子どものプライバシー保護に努めています。子ども自身からの提案や施設職員からの必要に応じて男女別や合同での子どもの集会を開催し、子どもたちが自分たちの言動のあり方を振り返ったり、生活上のルールを考えるように促しています。子どもや保護者に対して、治療や支援の内容を正しく理解してもらえるようパンフレットや「生活のしおり」を用意し、随時、見学や相談等にも応じることにしています。「生活のしおり」はできるだけ平易な表記となるよう努めています。子どもが職員に相談や意見がある場合は、個別活動の他、静養室や園長室等を活用する等、柔軟に対応しています。特に園長室はコミックも置かれ、子どもが気軽に立ち入ることができ、園長は良き相談相手となっています。「就業規則」に体罰禁止を明記し、施設内虐待等防止対応規程も整備しています。体罰を行っていないか、課長や児童相談所職員が子どもに聞き取りを行っています。体罰をした職員については、県本庁や児童相談所へ報告することとしています。日常生活や個別活動、更にはボランティアや実習生等との関わりを通じて子どもが個人の人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し、共生できるよう働きかけを行っています。対人関係のトラブルが生じた際にも、関係修復に向けて職員は根気強く寄り添いながら、基本的に子ども自身の力で解決に至るよう支えています。</p>			
5 事故防止と安全対策			第三者評価結果
5-(1) 事故防止と安全対策			
	5-①	事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。	b
	5-②	災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。	b
	5-③	子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。	b
<p>(評価結果講評)</p> <p>施設長はリスクマネジメントに関する指針を定め、子どもの安全確保のためのリスクマネジメント委員会を組織しています。リスク対応へのマニュアルを整備し、リスク種別に応じた連絡・通報・安全確保等が明記されています。施設の立地性を考慮した建物・設備類の必要な対策や、地震や火災、不審者が発生した際の対応体制をあらかじめ定め、定期的な訓練も実施し、必要な非常食・物品が備蓄され、食品についてはリストを作成して適正に管理しています。子どもの安全確保に向けて遊具設備の定期的な安全点検を行っている他、刃物(カッター等)や着火ライター、薬品等は事務室で管理しています。事故等の際にはヒヤリハット記録や事故報告書を徴し、朝の申し送り等で全体に周知し注意喚起や必要な対応・改善を進めています。</p>			
6 関係機関連携・地域支援			第三者評価結果
6-(1) 関係機関等の連携			

	6-(1)-①	施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。	c
	6-(1)-②	児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。	a
6-(2) 地域との交流			
	6-(2)-①	子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを適切に行っている。	b
	6-(2)-②	施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。	b
	6-(2)-③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。	b
6-(3) 地域支援			
	6-(3)-①	地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。	b
	6-(3)-②	地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。	c
<p>(評価結果講評)</p> <p>児童相談所との定期的・弾力的な連携の機会がある他、分教室連絡会議や県担当課主催の社会的養護関係施設長会議、提携病院カンファレンス等で、子どもや家族の支援の充実に向けて具体的な取り組みや検討を進めています。</p> <p>子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけとしては、町内会への加入や年1回施設周辺のゴミ拾いを行っています。施設見学や外来相談には随時対応しており、青森市の1歳半・3歳児健診において発達に問題のあった子どもへの事後指導として職員を派遣しています。</p> <p>更なる取り組みとして、児童相談所をはじめとする関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示したリストの作成や会議等での説明、職員間で共有について検討されてはいかがでしょうか。</p> <p>地域に向けて講習会や研修会の開催や育児相談窓口を設置に取り組みと共に、地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取り組みや、ニーズに基づいた施設の機能を活かしての子育てを支援する事業等の実施に向けた取り組みについて検討されてはいかがでしょうか。</p>			
7 職員の資質向上			第三者評価結果
	7-①	組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	b
	7-②	職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	c
	7-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。	b
	7-④	スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援している。	b
<p>(評価結果講評)</p> <p>新人職員には希望する職員をチューターとしてつけ、勤務上の様々な相談が円滑・効果的に進むように配慮しており、研修を修了した職員は復命書を作成し、資料と共に職員間で回覧しています。職務上の悩みや問題を抱えた際には園長や支援課長をはじめいつでも誰にでも相談できる風通しの良い職場風土があります。提携病院のカンファレンスや年に2回の県外の医学博士による来園カンファレンスなどでも必要に応じて助言を受けることが可能になっています。</p> <p>更なる取り組みとして、長期計画や事業計画で示す基本方針等に、組織が目指す治療や支援を実施する上での職員の基本姿勢等を明示していますが、施設が職員に求める専門性や専門資格等の明示について検討されてはいかがでしょうか。</p> <p>職員一人ひとりについて、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定について検討されてはいかがでしょうか。</p>			
8 施設運営			第三者評価結果
	8-(1) 運営理念、基本方針の確立と周知		

8-(1)-①	法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。	a
8-(1)-②	法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。	a
8-(1)-③	運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
8-(1)-④	運営理念や基本方針を子どもや保護者に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	c
8-(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定		
8-(2)-①	施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。	b
8-(2)-②	各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。	c
8-(2)-③	事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。	b
8-(2)-④	事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
8-(2)-⑤	事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	c
8-(3) 施設長の責任とリーダーシップ		
8-(3)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮している。	b
8-(3)-②	施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。	b
8-(3)-③	施設長は、治療・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	a
8-(3)-④	施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。	b
8-(4) 経営状況の把握		
8-(4)-①	施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。	b
8-(4)-②	運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。	b
8-(4)-③	外部監査(外部の専門家による監査)を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。	c
8-(5) 人事管理の体制整備		
8-(5)-①	施設が目標とする治療・支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。	b
8-(5)-②	客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。	c
8-(5)-③	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。	b

8-(5)-④	職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。	b
8-(6) 実習生の受入れ		
8-(6)-①	実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。	b
8-(7) 標準的な実施方法の確立		
8-(7)-①	治療・支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行っている。	c
8-(7)-②	標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。	c
8-(8) 評価と改善の取組		
8-(8)-①	治療運営や治療・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。	b
8-(8)-②	評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。	c
<p>(評価結果講評)</p> <p>基幹的職員、家庭支援専門相談員を配置し、また職員間の専門性や役割を理解し合い、相互に連携し、それらの機能を治療・支援に生かしていますが、法人及び施設として事業を遂行するため及び組織を適切に機能させるための人材・人員に関する基本的な考え方や方針を確立したものは、職員等に示されていません。職員の就業状況の把握や処遇改善・福利厚生への取り組みはほぼ適正になされています。</p> <p>3つの運営理念と10の基本方針には運営支援や子どもの権利擁護の推進の視点が盛り込まれ、施設の使命や目指す方向が十分に反映されています。</p> <p>園長は、児童福祉行政に携わってきた経験を活かし、職員指導や相談等にも主体的に関わり、職員からも総じて高い信頼を得ています。</p> <p>更なる取り組みとして、事業計画は、中・長期計画の内容を反映させていますが、職員の参画がなく、理念・基本方針と同様、職員や子ども・家族への周知について検討されてはいかがでしょうか。</p> <p>施設運営を取り巻く社会的状況は会議や研修から把握できていますが、施設の運営状況の把握・分析・改善への組織的な取り組みについて検討されてはいかがでしょうか。</p> <p>心理治療や生活の中での支援、家族への支援などについての文書等による標準的な実施方法の確立や、治療や支援の検証・見直しや自己評価の具体的な改善に向けた取組みについて検討されてはいかがでしょうか。</p>		